

民生委員・児童委員について

1. 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員の職務は、民生委員法・児童福祉法で以下のように規定されています。

《民生委員法》

- ①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- ②援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと
- ④社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ⑤社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること

《児童福祉法》

- ①児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
- ②児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ③児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健全な育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ④児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
- ⑤児童の健全な育成に関する気運の醸成に努めること

以上から、民生委員・児童委員には、

◇行政等だけでは把握できない地域住民が抱える悩みを発見し、専門の窓口につなぐ

◇地域で活動するさまざまな団体と連携し、地域全体での支援の輪を広げる

◇関係行政機関への協力を通し、住民が適切なサービスを受けられるよう働きかける
等の役割が期待されています。

具体的には、

- ・担当区域の一人暮らし高齢者や障害者、避難行動要支援者等への定期的な訪問をする
- ・担当区域住民からの相談に応じて、専門機関を紹介する
- ・校区社会福祉協議会が実施する活動（配食やふれあい訪問、いきいきサロンの実施）への協力

などの活動が行われています。

2. 主任児童委員の活動

特に児童に関係する分野を担当する民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から『主任児童委員』として指名されます。

主任児童委員の具体的な活動としては、校区・地区を範囲として

- ・ 不登校児童のいる世帯への訪問
- ・ 小中学校との定期的な情報交換
- ・ 専門的な支援が必要な場合の行政機関への連絡、情報提供
- ・ 子育てサロン（地域での子育て支援・交流の場）の開催

などが行われています。

3. 民生委員・児童委員活動を支える仕組み

◇定例会の開催

月に1回、各地区で民生委員児童委員協議会の定例会議が開かれ、民生委員・児童委員、主任児童委員それぞれが活動の中で出会った課題等を通して情報・意見交換を行い、協力しながら委員活動ができるよう図られています。

◇研修の実施

県民生委員児童委員協議会などが、民生委員・児童委員活動に必要な知識や技術についての研修を実施しています。

◇報償費

民生委員・児童委員には給与は支給されませんが、活動の費用弁償を市が行っています。